

## 第4号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月18日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

福祉医療費の助成制度において、他の公費負担医療制度を利用した場合の自己負担額についても助成の対象とするよう改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受けるものについては、<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受けるものについては、<u>同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額</u></p>

改正後	改正前
<p>たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 幼児等及びこども 幼児等保護者若しくはこども保護者又は幼児等保護者若しくはこども保護者が当該幼児等若しくはこどもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくはこどもの民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその幼児等若しくはこどもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 障害者 障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第32</p>	<p>とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 幼児等及びこども 幼児等保護者若しくはこども保護者又は幼児等保護者若しくはこども保護者が当該幼児等若しくはこどもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくはこどもの民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその幼児等若しくはこどもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 障害者 障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第32</p>

改正後	改正前
<p>8条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項,第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。),第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは,当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(4) 高齢障害者 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては,前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項,第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。),第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは,当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は,被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で,次の各号に掲げる者について,当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>付 則</p>	<p>8条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項,第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。),第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは,当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(4) 高齢障害者 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては,前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項,第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。),第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは,当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は,被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で,次の各号に掲げる者について,当該各号に定める額を助成する。<u>ただし,医療保険各法及び高確法以外の法令,条例,規則,規程等の規定により国,地方公共団体(保険者たる地方公共団体を除く。)</u>又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは,この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>付 則</p>

改正後	改正前
<p>1～5 (略)</p> <p>6 第3条第1項第1号、第3号及び第4号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」については、第3条第1項第1号、第3号及び第4号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</p> <p>7 (略)</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 第3条第1項第1号、第3号及び第4号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」については、第3条第1項第1号、第3号及び第4号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</p> <p>7 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項、第3条第1項及び付則第6項にかかる改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第5条の規定は、令和2年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

福祉医療費の助成制度において、他の公費負担医療制度を利用した場合の自己負担額についても助成の対象とするよう改めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 福祉医療費の助成の範囲について次のとおり規定を改める。(第5条関係)

	改正案	現 行
助成の範囲	被保険者等負担額又は高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の額(※)の範囲内で助成。	被保険者等負担額又は高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の額(※)の範囲内で助成。  <u>ただし、国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときを除く。</u>

※ 医療機関の窓口で負担する自己負担額

- (2) その他所要の規定の整理

#### 3 施行期日等

- (1) 令和2年7月1日。ただし、2(2)の規定は、公布の日  
(2) 経過措置

2(1)による改正後の規定は、この条例の施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

現行の福祉医療費の助成制度においては、他の公費負担医療制度（小児慢性特定疾病医療、特定医療（指定難病）等の医療費助成制度）を利用した場合、本市の福祉医療費助成の対象外となるため、当該医療費に係る自己負担額が生じている。

一方で、本市の福祉医療費助成のみを利用した場合は、自己負担が0となるケースもあり、利用する公費によって自己負担額に差が付くという不均衡が生じている。

よって、このような不均衡を是正するため、他の公費負担医療制度を利用した際に福祉医療費の助成を併せて利用できるようにすることとする。

**【(例) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度対象の小学生の場合】**

(総医療費が10万円で、①被保険者証(3割負担)、②小児慢性特定疾病医療受給者証(自己負担限度額月額1万円)、③乳幼児等医療費受給者証(自己負担なし)を所持しているケース)

現 行	7割	3割	
	①被保険者証 (医療保険負担分) 70,000円	②小児慢性特定疾病医療 受給者証 (他の公費負担分) 20,000円	<b>患者負担</b>  <b>10,000円</b>

※ ①の被保険者証のみ利用する場合の自己負担額は3割分の30,000円だが、②の受給者証を利用することにより患者負担額は10,000円となる(③の併用はできない)。

改正案 R2.7/1 ~	7割	3割	
	①被保険者証 (医療保険負担分) 70,000円	②小児慢性特定疾病医療 受給者証 (他の公費負担分) 20,000円	③乳幼児等 医療費 受給者証 <b>10,000円</b>

※ 現行に加え、③の乳幼児等医療費受給者証を利用することにより、患者負担額なしとなる。